

第十九回 参議院郵政委員会會議録第十三号

昭和二十九年五月七日(金曜日)午後一時四十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 池田宇右衛門君
理事 滝井治三郎君
委員 柏木 庫治君
村上 義一君
永岡 光治君
三木 治朗君
最上 英子君

政府委員 郵政事務次官 飯塚 定輔君
郵政省貯金局長 小野 吉郎君
事務局側 常任委員 勝矢 和三君
会専門員

本日の會議に付した事件

○軍事郵便貯金等特別処理法案(内閣送付)

○委員長(池田宇右衛門君) 只今より委員会を開会いたします。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(池田宇右衛門君) 速記を始めて。

次に、軍事郵便貯金等特別処理法案(予備審査)を議題といたします。前回に引続き、これより質疑を行います。質疑のあるかたは御発言願います。

○永岡光治君 実は先だつての委員会ではいろいろ質問をいたしました際に、

およそこの法案を実施するという事になりますれば、總額約四億の金が必要、こういうお話でございましたが、而もこの一律に補償できるのは、一人当り大体千五百円は文句なしに補償してやろうという案であります。昭和二十年当時の金を今日考えてみても、千五百円ということになりますと、非常に少い。現在の金の価値から考えますと、非常に少いように思ふのですが、それで参考のために私はお尋ねするわけですが、五千円程度文句なしに一応補償する、こういうふうな仮定しますとすると、どのくらいの予算が必要となりましょうか。計算のあれはまだつかんのでしょうか。

○政府委員(小野吉郎君) その面の計算はいたしておりますが、現在のこの法案の内容になつております支払いの条件は相当有利になつております。勿論千五百円という額は、今日の貨幣価値から見ますと、若干大したものでありませんが、すでにこれは無条件で、パーで支払いをしております。

又今後支払可能なものであります。銀行預金等において今後措置せられますものにつきましては、この千五百円に属します分野のものは、それそれ相当の換算を受けるわけでありませう。郵便貯金は大家貯金である特性から、千五百円までは全然手をつけな

い。而も只今五千円までというお話も出たのでありますが、この五千円までとしますと、すでに千五百円は現在の制限下でも支払可能でありますので、

残り三千五百円となります。これは通帳に記入されたそのまゝの三千五百円ではないのであります。手取りの金額が三千五百円になるまでは、低い換算率を使うということに相成つております。その換算の内容を申し上げますと、外地貯金については、樺太、朝鮮、關東州、台灣でありまして、これは全部パーでやつております。従つて五千円程度はパーで支払いを受けられることに相成るわけでありませう。ただ、中

國關係におきまして或る一定の換算を受けますが、それは銀行預金等に採用され、又過去行われまして在外公館借入金の返済の場合に使われた、北支で申しますと百分の一、中支方面、南支方面で二千四百分の一、こういった換算率は使わないのであります。北支、中支ともに十一分の一になるわけでありませう。この十一分の一というのは、どこから出て来たかと申しますと、今後取

られます銀行の未払送金為替、これについてとられるものであります。これは当時郵便為替につきまして、取り組みをいたします。同時に、民間關係におきましてはすでにその当時貨幣価値の相違を考慮に入れて、為替管理

法上要請されておりました適当な調整をいたして送金をしていただくわけでありませう。それが為替送金をいたします希望の額の十倍の調整金を取つておつたわけでありませう。従ひまして百円金を送ろうとする人につきましては

千四百円出さないと百円の送金為替が組めなかつたわけでありませう。郵便貯金の支払にこれを適用すること自体に多少問題はあるかもしれませんが、終戦後の郵便貯金の性格はどうかといへば、もう現地の貯金ではないのであります。これを日本の財産を保全する、こういった意味合いのもので、他に為替の手段があればそれによつたものでありませうが、当時もう為替を組むことができなかったわけでありませう。そういう關係から為替に類似したと同様な気持で郵便貯金をいたして、これを内地の送金の一つの代用として使つたわけでありませう。そういった点を考えまして、手取三千五百円に達するまではそういった銀行の送金のレートによる、そういったしきと、この適用を受けます者は北、中、南支のみであります。あとはすべてパーになります。従つて大勢から申しますと、五千円まではパーでもらえるということになるのであります。

○委員長(池田宇右衛門君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時五十七分散会

五月一日本委員会に左の事件を付託された

一、岩手県金ヶ崎郵便局庁舎移築に関する請願(第二四二五号)

第二四二五号 昭和二十九年四月二十二日受理

岩手県金ヶ崎郵便局庁舎移築に関する請願

請願者 岩手県胆沢郡金ヶ崎町 西根 及川隆外二百七十八名
紹介議員 永岡 光治君 千葉 信君

岩手県金ヶ崎郵便局庁舎の移転改築については、昨年九月上旬から町当局の問題となり、請願者や金ヶ崎郵便局長、同町長等から二、三の敷地候補を掲げ、仙合郵政局に願ひ出していたが、さらに九月十八日前記候補地のうち一つも条件のよい同町矢来六番地の図面を、前記代表者である請願者から仙合郵政局に提出し、ほぼ内諾を得ていたところ、その後他の二、三の者が別の候補地を掲げてこれに反対の運動を始めため、当局においても処置に迷ひやむなく本年度は見送りとのこと、折角決定された予算を、町民大多數の期待にもかかわらず、二、三の者の無暴なる策動によつて、遂に移築不能となることは忍び得ないから、すみやかに前記場所金ヶ崎郵便局庁舎を移築せられたいとの請願。

昭和二十九年五月十四日印刷

昭和二十九年五月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局